

〈新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方対象〉 授業料減免申請の受付について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後の修学が経済的理由により困難になった方を対象として、家計急変による2020年度前期分授業料減免申請を受け付けます。該当の方は以下の内容を確認のうえ申請してください。

- **申請対象**：コロナ禍により家計が急変した方。ただし、以下に該当する方は対象外です。
 - ◎授業料免除を申請中の大学院生、留学生 **※コロナ禍によって申請時より家計が急変した場合は対象となります。その場合は、家計急変の証明書を追加で提出してください。**
 - ◎今年度入学・編入学者を除く日本人学部生 → 経過措置に申請してください。
 - ◎留学生A枠や修学支援新制度において、授業料全額免除が決定している方
 - 修学支援新制度申請者（採否未確定含む）も対象となります。
 - すでに2020年度前期授業料を支払った方も申請可能です。減免が決定すれば当該額を返金します。
- **審査等**：コロナ禍により家計が急変し、かつ急変後の家計が授業料免除制度（本学独自制度）の基準を満たす方に、2020年前期分授業料の全額または一部額を減免します。修学支援制度の減免対象となった方（支援区分ⅡまたはⅢ）は、自己負担すべき授業料額からの減免となります。
※予算の範囲で実施しますので、必ず全額免除となるわけではありません。
- **申請方法**

HP掲載の必要書類チェックリストを確認し、同じく掲載の申請様式により申請書類を作成のうえ、**6月10日（水）（必着）までに**大学宛郵送してください。封筒の表に「家計急変授業料免除申請」と朱書きし、郵送後はその旨学生生活課へメールでお知らせください。件名は「家計急変による授業料免除申請」とし、所属と氏名を明記願います。

*入構可能となった場合は、上記期限までに直接書類を持参しても構いません（その場合メール不要）。

◎送信先：syougakuen.jyo@cc.nara-wu.ac.jp
受信後、受付番号を返信してお知らせします。なお、返信にはお時間をいただきますのでご了承ください（概ね受信後2日以内に返信します）。

■必要書類チェックリスト・申請様式 掲載箇所■ **※申請様式はページの下方にあります。**
掲載場所：[トップページ](#) → [学生生活](#) → [奨学援助](#) ▶ [入学料免除](#)・[授業料免除](#)
- **留意事項**
 - *不備・不足があった際に備え、**大学からの照会には速やかに応じるようにしてください。**不備や不明点の確認に時間を要しますと、審査が滞ります。大学からの照会への応答にはくれぐれもご協力ください。
 - ***修学支援制度における日本学生支援機構給付奨学金（家計急変）に該当する方は、併せて申請可能です。別に掲載する案内を確認してください。**